

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第36-1号（5. 11. 21） 議員の不適切発言の撤回を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 令和5年5月19日の教育こども委員会における、山口由美議員（自民党）の発言は、事実誤認であり、「客観的事実」ではない。よって、常任委員会での発言を撤回すること。併せて、同人がなぜこのような発言に至ったのか、その要因に教育委員会の関与がなかったかも明らかにすること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

2023年11月21日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員

西尾 裕美

(電話



**山口由美議員（自民党）の不適切発言の撤回と、
調査報告書を認め、いじめを隠蔽した教職員の処分、等を求める陳情**

陳情趣旨

令和5年5月11日、「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」（以下、「調査委員会」とする）が283頁からなる調査報告書（以下、「調査報告書」とする）を教育委員会に提出し、内容が公表されました。そのことに関して、以下に陳情趣旨を述べます。

1. 山口由美議員（自民党）の不適切発言の撤回と、教育委員会の関与を確認することを求める

令和5年5月19日、教育子ども委員会において、山口由美議員（自民党）は次の不適切発言をしている。

「報告書を私ども何度も読ませていただきましたけれども、非常に保護者の気持ちに寄り添って丁寧に調査をされてきたことが感じられます。そして、教育委員会はこの報告書の内容を真摯に受け止める必要があるとも思います。しかし、大変失礼ながら、部分的ではあるんですけども、少し根拠が薄いといえますか、思い込みとか誤った解釈も見受けられました。ただ、ここまで相当な時間と労力をかけて調査された結果であると思いますので、これ以上の調査や報告書の修正などは必要だとは考えておらず、この報告書をもって私たちも一定の判断をすべきだろうというふうに考えてます。

また、前年度に本委員会の委員長をしていた立場として、この報告書が提出されるまでの過程について、客観的事実としてお伝えしておきたいことがあります。それは、今年1月にまだ公開されていない報告書の素案の内容が各方面に流れました。そして、その内容を基にした陳情が2月2日に議会に提出されました。2月15日に開会したこの委員会で審査することになったわけなんですけれども、委員長としてこの案件をどのように取り扱うべきなのかということ非常に悩みました。また、審査当日には傍聴者が不規則発言をされたり、審査直後には事務局に大声で詰め寄るなど——そういった行為があるなど、委員会運営に非常に支障を来す事態にもなりました。私たちは、市民の代表として公平・公正に審査すべ

き立場でありながら、公開の場で公開されていない情報を基に、また傍聴者のプレッシャーを受けながら審査をせざるを得ない事態となりました。加えて、今回の報告書の中には、地域が特定されるおそれのある情報もあったように感じますので、調査委員会における情報の取扱いにつきましては、あるべき形であったのかというのは少し疑問が残るところではありますが、今日のこれからの質疑においては、各委員の皆様方もそういったことがあったということをお含みおきいただければというふうに思います。」

では、どこがどのように不適切か以下に説明する。

①「大変失礼ながら、部分的ではあるんですけども、少し根拠が薄いといいますが、思い込みとか誤った解釈も見受けられました。」について、

「少し根拠が薄い」とのことだが、どこがどのように根拠が薄いのか、またどこに思い込みや誤った解釈があるというのか、説明を求めたい。「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」（以下、「調査委員会」とする）が、令和 5 年 5 月 11 日に公表した調査報告書（以下、「調査報告書」とする）は 283 頁からなり、詳細な証拠資料・エビデンスに基づくものである。それを読んだうえでの発言なのだろうか。

ところで、山口議員はこの時点では報告書は非公開だとの認識を示しており、このような認識でどのようにして調査報告書（正式版）を入手したのであろうか。

②「前年度に本委員会の委員長をしていた立場として、この報告書が提出されるまでの過程について、客観的事実としてお伝えしておきたいことがあります。」について、

「客観的事実」と言っているが、事実誤認の自身の意見に過ぎない。

③「今年 1 月にまだ公開されていない報告書の素案の内容が各方面に流れました。そして、その内容を基にした陳情が 2 月 2 日に議会に提出されました。」について、

委員長であった山口議員が陳情書をきちんと読んでおれば、このような発言にはならなかったであろう。このような誤解が生じないように、私どもはわざわざゴシック体で目立つように、各陳情書に次のような「なお書き」を付記している。

「なお、当陳情は、監理室の調査から判明した事実等に基づき行なっています。「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告がでるまで答弁を控えたいなどと言って、答弁を回避することのないようお願いします。」

「なお、当陳情は、当方の調査等から判明した事実に基づいて行なっています。「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告がでるまで答弁を控えたいなどと言って、答弁を回避することのないよう申し添えます。」等

④「審査当日には傍聴者が不規則発言をされたり」について、

確かに傍聴者が発言することは規則違反である。しかし、令和 4 年 11 月以降、長田教育長らの繰り返された悪質な虚偽答弁が、すでに報道で明らかとなっている。この時点で傍聴

者から虚偽答弁である旨の発言がなされたのであれば、力量のある議長であれば、教育委員会側の答弁を改めて確かめることをしたであろう。議長権限で傍聴者に説明を求めることもできたのである。だが、山口議員は「不規則発言」として切り捨て、報道での周知の事実を確かめることをしなかった。それ故、傍聴者は規則を破ってでも発言をしなければならなかったのである。

⑤「審査直後には事務局に大声で詰め寄るなど。」について、

山口議員の偏見であり、傍聴者をあたかも非常識な人物であるかの印象を与える表現であり、到底許されるものではない。市教委側が、「当該児童の保護者の方宛てに教育長名で謝罪の文書を送った」「教育長が発言の訂正及び謝罪を行なった」「当時の学校教育部長と児童生徒課長が、当該児童の保護者に直接謝罪した」などと事実と反する答弁を行なったため、その証拠となる資料等の提示を、昼の休憩時間に求めただけである。休憩時間であるから審議中ではない。その行為のどこに問題があるというのであろうか。「大声で詰め寄るなど」とは単なる偏見として見過ごすことはできず、人権侵害に当たる。

⑥「そういった行為があるなど、委員会運営に非常に支障を来す事態にもなりました。」について、

実際、どのような支障をきたしたのか説明を求めたい。まったく問題はなかったはずである。

むしろ市教委が10年以上繰り返し虚偽答弁を行なってきたことが、支障をきたしていたのではないか。山口議員の所属する自民党や公明党、立憲民主党（旧、民主党等）の議員らは一貫して、市教委の答弁を了として、審査打ち切りあるいは不採択を選択してきた。虚偽答弁を鵜呑みにした結果となり、議員らはどのように考えているのか。令和5年5月19日時点でも、山口議員はこのような的外れな認識をお持ちなのか。

⑦「私たちは、市民の代表として公平・公正に審査すべき立場でありながら、公開の場で公開されていない情報を基に」について、

③の通りで、調査報告書（素案）の内容についての陳情は一切行っていない。

⑧「傍聴者のプレッシャーを受けながら審査をせざるを得ない事態となりました。」について、

傍聴者を非常識な人間だと決めつける表現であり、人権侵害である。

ところで、当該傍聴者がどのような人物かは別問題として、議会の傍聴は誰でも可能で、また様々な人がインターネットで傍聴しており、常にプレッシャーを受けながら議事がなされるものである。それが議員の責務ではないのか。

⑨「今回の報告書の中には、地域が特定されるおそれのある情報もあったように感じますので、調査委員会における情報の取扱いにつきましては、あるべき形であったのかというのは少し疑問が残るところではあります」について、

そもそも調査報告書（素案）は公表されておらず、事実誤認である。山口議員が調査委員

会を批判する根拠は存在しない。

なお、山口議員は調査報告書（素案）が公表されたと誤解しているので、そのことに関して少し補足説明をする。調査報告書（素案）は公表を前提にしないことはこれまでも述べられてきた通りである。その公表をしない前提の範囲内で、市教委側や被害者側は報道機関や議会等の問い合わせに応じていることは事実である。だが、だからと言ってこの行為を「公表」と決めつけるのは無理のある話である。

ところで、山口由美議員（自民党）のこのような発言は、事実誤認であることから撤回を求めるが、同時に、なぜ同人がこのような発言を行なったのか、その原因も明らかにしなければならない。

かつて教育委員会は、令和元年 11 月 29 日の文教こども委員会での陳情に際し、児童生徒課 江尻課長が、キャスティング・ボードを握る上原みなみ議員の控室に事前に出向き、事実に反した説明をした事実がある。同議員を欺き、陳情妨害をした疑いで調査委員会は調査を行なった。調査報告書で次の通り「陳情の妨害行為と同視し得る」と評価している。

「(前略) 陳情 15 号が採択されてもなお、実質的には、市教委においては一貫して本件につき「いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認すること」に真摯に取り組む姿勢を有していなかったことを認定することができる。そうであれば、陳情採択後の市教委の消極的な姿勢は、実質的には陳情に応じないという態度そのものであり、陳情の妨害行為と同視し得る態度であるとみることも可能であろう。」

このような過去の例から、山口議員に教育委員会が事実に反した説明を行なっていた可能性も考えられる。

一例を挙げれば、山口議員の発言は令和 5 年 5 月 19 日である。この時点では、常任委員会の委員は、正式版を読むことはできず、概要版しか読むことができなかった。そのため同人も正式版を読んでいなかったことが考えられる。正式版を読まずして、「少し根拠が薄い」「思い込みとか誤った解釈も見受けられました」など発言をしたのであれば、議員として問題である。だが、同時に教育委員会の行為も厳しく問われることになる。あくまでも想像の域であるが、過去の例からもこのことを明らかにしなければ、教育委員会の改革は実現しない。

以上、山口由美議員（自民党）のこのような発言は、事実誤認であり、「客観的事実」ではない。よって、議会での発言を撤回することを求める。併せて、同人がなぜこのような発言に至ったのか、その要因に教育委員会の関与がなかったかも明らかにすることを求める。

2. 調査報告書の記載内容を認めることを求める

令和 5 年 5 月 11 日、調査報告書が調査委員会から教育委員会に提出された。しかし、「報告書は根拠に乏しい」「調査委員会とは認識が違う」など理由にもならないことを並べて、

調査結果を否定している。また、「隠蔽したと指摘されても仕方ない不適切な対応だった」など一見認めているかのような欺瞞的な表現であるが、実際には隠蔽を否定していることに違いない。

令和5年2月15日、教育子ども委員会において、高田事務局長は次のように答弁している。「正式な報告書が出てまいりましたら、先ほども申しましたように、教育委員会として、それを謙虚に受け止めて、しっかりと誠実に対応していきたいというふうに考えております。その中には、当然、教育委員会として本件についてどのように考えるのか、そして今後どう対応していくのかということをお示しをするということも当然に含まれると思っております」

同様の答弁が、長田教育長らからこれまでも繰り返し答弁されている。しかし、自分たちに都合の悪い報告書が提出されると、一転して否定している。報告書を認めないので反省はしない。誰も責任を取らなければ、処分もない。だから再発防止にはつながらない。市税約4千万円を費やして作成した報告書は、市教委にとってはただの紙くずということになる。

そもそも調査委員会は、市教委が委嘱した有識者で構成された第三者機関である。否定できる立場ではないはずだ。だが、否定をするのであれば、根拠を示して反論するべきである。

「報告書は根拠に乏しい」などと繰り返しているが、根拠に乏しいと言うならば、どの箇所が、どのように根拠に乏しいのか、すべての箇所において具体的に説明するべきである。その機会はこれまで少なくとも3度もあったが、市教委はすべて説明を避けてきた。

1回目は、平成4年11月17日、調査委員会が市教委と被害者側双方に、調査報告書(素案)を提出して、同年12月末を期限に事実誤認がないかなど意見を出すように求めている。、事実に相違ない報告書を作成のための当然の確認作業である。しかし、長田教育長は令和4年12月28日付「調査報告書(素案)への意見について」を提出し、単に根拠に乏しい旨述べるに止まり、具合的な意見は出していない。

2回目は、1回目に出された意見書が意味不明なものだったため、令和5年1月31日、調査委員会は市教委に対して素案に対する意見の聴取を行なっている。しかし、この時ほどの箇所がどのように根拠に乏しいのか問われたが、具体的な説明を行なっていない。

3回目の機会として、2回目の聴取で具体的な説明がなかったため、文書で具体的に提出するように求められている。しかし、ここでも「意見を申し上げる立場にないと考えます。」「調査報告書の内容を謙虚に受け止め、誠実に対応させていただきます。」等の返答に止まっており、具体的な説明は一切なかった。

4か月以上の期間、3度の説明の機会が与えられたにもかかわらず、市教委は一切具体的な説明を行なわなかったため、最終的に調査報告書が5月に提出されたのである。このような経緯からも、「報告書は根拠に乏しい」「調査委員会とは認識が違う」など理由にもならないことを並べて、調査結果を否定する行為は言語道断である。

以上のことから、直ちに調査報告書を認めることを求める。

それでもなお認められないと言うのであれば、具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのか、すべての箇所に関して説明するべきである。さらにその主張が可能

だと認められる証拠資料の提出も併せて要求する。そして、認める箇所と認めない箇所を明確に示すことを要請する。

なお、誤解がないように申し添えるが、調査委員会の事実認定はすべて証拠資料に基づくものであり、それを否定できる証拠が他に存在するとは到底考えられない。

3. 調査報告書に指摘された教職員の処分を求める

当該校の教員や教育委員会の幹部職員らの不当・不法行為が明確に認定されている。現職である今木康友教諭や長田教育長、藤原部長（当時）、江尻課長（当時）、戸田係長（当時）らの処分を求める。

特に今木教諭は、いじめ対応の基礎とも言うべき対応を一切行なっておらず、不適切な対応であったと言わざるを得ないと調査報告書に記されている。だが、同人は当時から現在に至るまで全く反省もしていない。今も教師として教壇に立っており、子どもたちが再び同様の被害に遭う可能性がきわめて高い。あるいはすでにこの18年間で何度か同様の事件が起っていたことも考えられる。教壇に立たせるのであれば、必要な再教育を受けた後でなければならない。

また、藤原部長（当時）、江尻課長（当時）は「故意」に事実を反した答弁書を作成したことが明確に認定されている。長田教育長は、事実でないことを知らずに、その答弁書を読み上げたただと、自身の隠蔽関与を否定しているが疑問を呈する（詳細は後述）ところである。が、教育長としての責任は免れない。

一方、すでに退職した教職員に関しては、処分相当額を自主返納するように求める。

森本澄夫 元教育委員長、林弘伸 元教育次長は共に指導課長時代からいじめ隠蔽の指揮を執ってきたことが認められている。

片寄八朗 元校長は、市教委からいじめ隠蔽を指示され、そのため転校妨害や風評被害黙殺など不当行為を繰り返した。これらの行為は部下である長永 元教頭、春名 元生徒指導係教諭、今木康友担任教諭らに命じ、学校ぐるみの隠蔽工作が行なわれた。

さらに片寄校長は退職時、個人情報や記されたいじめ調査記録等の公文書が無断で持ち出し、自宅に保管し、退職後に学校や市教委関係者をはじめ部外者に見せたり、コピーを渡したりしている。地方公務員法等に違反する行為である。（詳細は後述）

4. 虚偽答弁や事実と異なる答弁の訂正を求める

①十分な調査ができなかったとする繰り返された虚偽答弁

（平成22年11月30日～令和元年11月27日）

令和元年11月27日、文教子ども委員会において、長田教育長は次の事実を反した答弁を行なっている。

「1つ目に、当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができ

ず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまったこと、2つ目に、関係児童の保護者1名から子供から事情を聞かないでほしいといった趣旨の申し出があったことで、関係児童1名からは事情を聞くことが困難になったこと、3つ目に、関係児童に対する警察の取り調べが始まってからは関係児童から事情を聞くことが困難になったこと、4つ目に、当該児童が指定外通学を申請し、転校することになり、事実確認ができない状態が続いたことから、十分な調査が行えず、いじめ、恐喝があったかどうか、当時当該校も教育委員会も判断できなかったということでございます。」

同様の虚偽答弁が、平成22年11月30日から何度も常任委員会で繰り返されてきた。

②被害者の保護者が面談申入の連絡を4回すべて無視したとする虚偽答弁

さらに長田教育長は、令和元年11月27日、文教子ども委員会において、次の虚偽答弁も行なっている。

「既に当初の保護者の方からの申し出により、およそ13年が経過しており、再度の関係者への聞き取りや調査は現実的に困難な状況であることから、現時点において改めて当時いじめがあったかどうかを判断させていただくためには、御本人に直接お会いして面談させていただくか、またはそれが難しいならば書面等を御提出いただけないかと考えております。保護者の方にはその旨をこれまでに4回御連絡いたしました。御返事をいただいております。今後も引き続き、私どもを取り巻く状況を十分踏まえて、真摯かつ誠実な姿勢で適切に判断をしていきたいと考えております。」

①については、調査報告書は繰り返し事実に反した答弁がなされてきたと認定したうえで、藤原部長（当時）と江尻課長（当時）が「故意」に事実に反した答弁書を作成したことまで明確に認定している。報告書によると、両名は調査委員会の聴取においてその事実を自白したとのことである。聴取の内容は録音されており、調査委員会の議事録に残されている。もはや反論の余地はない。

ところが、長田教育長は、事実に反した内容が故意に作成されたことを知らずに、それが事実だと信じて、ただ議会で答弁書を読み上げただけだと弁明している。

②については、後に4回のうち1回目と2回目は返事があったと認めたとうえで、3回目と4回目は議員を通じての返答であり、それは回答とは認めない。つまり4回中2回は返事がない旨今もその屁理屈を貫いている。これは明らかに虚偽答弁である。被害者父は4回すべて返事をしている。

調査報告書は次の通り、詭弁だと断言している。

「現状、教育委員会が誤りを認めていない事実（残りの2回は回答を受けていない）については、何らの訂正、謝罪もしていない。

この点、上記の通り（(2)2）、残りの2回について、議員を通じてのやりとりでは回答とは看做さない旨の教育委員会の態度は明らかに理不尽である。

教育委員会が、議員を通じてのやりとりは回答とは看做さないとの態度に至ったのも、お

そらくは答弁にて咄嗟に出た発言（藤原部長、長田教育長）によるものと解され、慎重に検討した結果とも思われない。そして、かかる理屈を維持しているのも、行政の安定性、継続性を誤って理解している教育委員会の体質によるとしか解せられず、ほかにもっともな理由は思い当たらない。そして、被害児童保護者から「それならどうしてその旨を三木議員に伝えなかったか」と詰め寄られても、明確な回答はなされていない（6-169）。そして前述したように、当時教育委員会は三木議員からの回答を承認したため、三木議員がそのままやり取りを続けたという経緯がある。したがって、この点に対する被害児童保護者の不満は十分理解できるところである。

すると、教育委員会としては、残り2回は回答として認めないなどとするのではなく、潔く、誤りを認めて、訂正し、場合によっては謝罪等の名誉回復措置を講じるべきであった。にもかかわらず、現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。

なお、名誉回復措置を命ずる判決においては、名誉回復措置を講じてこなかったことを、慰謝料の加算理由とするものもあることを付言する。

さらに、調査報告書は「陳情の妨害行為と同視し得る態度であるとみることも可能であろう。」と断じている。

②の虚偽答弁に関して、ここでも長田教育長は、事実に反していることを知らずに、令和元年11月27日の常任委員会で、ただ答弁書を読み上げただけだと弁明している。だが、その説明にも完全な無理がある。調査委員会は上述の通り、「陳情の妨害行為と同視し得る態度」と評価しており、次の確率数値からも言える。

教育委員会の組織的隠蔽ではなく、長田教育長が知らずにこの答弁書を読み上げることができる確率は、10億分の1以下である。

（10億分の1以下の確立とは、イメージがわからないので、次の例えを述べる。年末ジャンボ宝くじの当選確率は2千万分の1と言われている。従って、年末ジャンボが連続50回当選する確率なのである。世界中どこを探しても50回連続で当選した人物は存在せず、現実的には起こりえない確率数値である。）

では、なぜ10億分の1以下の確立となるかの説明を行なう。この常任委員会の事前に、「勉強会」と称する対策会議が行なわれており、その会議資料（資料86、87）が発見されている。この会議の出席者は、教育長：長田 淳、教育次長：後藤 徹也、教育次長：住谷 照雄、学校教育部長：藤原 正幸、学校教育部児童生徒課長：江尻 勝也の少なくとも5名であり、答弁書の作成者が江尻課長と戸田係長であったことも判明している。

令和元年11月29日 文教こども委員会において、故意の陳情妨害ではなく、過失による誤った答弁書が読み上げられるためには以下の6名が同時に一斉に「過失」を生じなければ成り立たない。従って、6名の過失の確立を掛け合わされたものが10億分の1以下ということになる。

各人の一行為を「故意」か「過失」か、それらを2分の1 (1/2) の確立とする。

江尻課長	メールの送受信 14 回をすべて失念する確率	2 の 14 乗分の 1 (1/16384)
戸田係長	メールの送受信 14 回をすべて失念する確率	2 の 14 乗分の 1 (1/16384)
長田教育長	勉強会の会議資料が誤りであることに気付かない確率	2 分の 1 (1/2)
後藤次長	勉強会の会議資料が誤りであることに気付かない確率	2 分の 1 (1/2)
住谷次長	勉強会の会議資料が誤りであることに気付かない確率	2 分の 1 (1/2)
藤原部長	勉強会の会議資料が誤りであることに気付かない確率	2 分の 1 (1/2)

失念する・勘違いするなど、上記6名が同時に過失を発生させる確率は、2の18乗分の1、つまり10億分の1以下(0.000000002328306437...)となる。現実には起こりえない現象であることがわかる。それでもなお、長田教育長が知らずに読んだだけだと強弁するのであれば、組織の責任者として完全に失格である。仮に誰かがうっかり気づかなかつたとしても、他の人物が気づき、ミスはカバーされるのが正常な組織であるからだ。

しかも平成30年には、垂水区女子中学生いじめ自死事案の聴き取りメモ隠蔽事件でも、当該校の校長はメモが学校に保管されており、存在することを何度も教育委員会に報告し、さらに教育委員会に出向いてそのことを訴えていた。にもかかわらず、メモが存在することを市教委幹部は誰も気づかなかつたと、この時も「過失」を主張していた。

以上のことから、①②は被害者側の名誉を著しく毀損しており、直ちに議事録に虚偽答弁を行なった事実を付記するなどして、名誉回復の措置を講じることを求める。

5. 片寄八朗 元校長が退職時に持ち出した個人情報(公文書)の回収と処分を求める

片寄八朗 元校長は退職時、個人情報(記されたいじめ調査記録等の公文書)を無断で持ち出し、退職時から現在まで自宅に保管している。そして、退職後に学校や市教委関係者をはじめ部外者に見せたり、コピーを渡したりしている。地方公務員法等に違反する行為である。

令和5年6月12日、長田教育長に対して、この事実を直接口頭で伝え、違法に持ち出された公文書等の回収を求めたが、いまだに一切連絡はない。市教委は録音を行ない、議事録を作成している。従って、失念していたとの常套句は通用せず、無視していると言える。

よって、直ちに個人情報が記載された公文書の回収を求める。

なお、文春オンラインや毎日放送が入手し、センセーショナルに報じられた資料は、片寄校長が自宅に隠し持っていたこれらの資料である。片寄校長は学校・市教委関係者にこれらのコピーを渡し、教育委員会の指示でしかたなく隠蔽をただけで、自分は悪くないと弁明していた。(どこまでも自分勝手な理屈である。たとえ市教委の指示であっても、保身のため子どもたちを犠牲にした罪は免れない。)片寄校長は直接メディアには提供しておらず、同人から受け取った学校・市教委関係者が、公益通報制度の趣旨に則り提供している。

6. 未払い旅費の支払いを求める

被害者の保護者が調査委員会の聴取に応じた際の旅費が、現在も未払い状態である。至急、支払いを求めるものである。旅費の支払に関しては、令和5年8月2日、児童生徒課 前田課長によると、神戸市旅費条例第3条第3項、証人等への旅費支給として支払われることになっているとのことである。

ところが、令和2年1月21日、藤原部長（当時）、江尻課長（当時）両名との面談の際に、被害者の保護者が調査委員会の聴取を受ける際に、旅費を支払ってもらえるのか質問したところ、両名は首を横に振り、支払えない旨の回答をした。その後も旅費条例に基づき支払う旨の説明は一切ない。そのため保護者は自費で調査委員会の聴取に協力しなければならないと思い、自費で聴取会場に行っていた。しかし、後に旅費は支払われるものだということを知り、令和5年6月12日、長田教育長に対して、書面で交通費を請求した。

請求の2週間後、支払うための必要提出書類として、航空運賃の領収書、面談実施時の住所지가分かるもの等の提出を求められた。それらの書類が必要なのは当然のことであるから理解できる。しかし、面談実施前にそれを求められれば、問題なく提出することはできたが、すでに相当な期間が過ぎてから言われても、実情提出は不可能である。

調査委員会の聴取に協力するための旅費に関して、条例で定められているのであれば、藤原・江尻両名は保護者からの旅費支払いに関する質問に答える義務があった。それに答えず、保護者に自費で聴取に応じなければならないと思込ませ、条例の定める書類を提出できない状況にしたことは、すべて藤原・江尻両名の責任である。（万一、両名が支払わない旨の発言をした記録はないと、市教委から詭弁があるかもしれない。もしそう言うのであれば、被害者父が旅費に関しての質問をした記録は公文書である議事録に記録されているが、その質問に対する両名の回答はどこにも記録がない。質問に対して回答がなければ、あるいは無視されれば、一般的にはNOだという回答となる。）

必要書類の提出がなければ支払えないと言う市側の説明は当然のことだろう。であれば、故意か過失かは不明であるが、藤原・江尻両名の責任により提出できない状況となったのであるから、神戸市あるいは神戸市教育委員会がその責任をとって、旅費相当額を賠償する義務がある。

7. 調査報告書（正式版）の早期公表を求める

令和5年5月11日、調査委員会が283頁からなる調査報告書（正式版）を教育委員会に提出し、現在その概要版が公表されている。しかし、半年以上が過ぎても、いまだ正式版が公表されていない。

調査報告書（正式版）を公表することは、令和2年1月28日、藤原部長（当時）と三木しんじろう議員との面談で約されており、公文書として議事録も残されている。

加えて、令和5年6月14日、高田事務局長が次の通り答弁している。「（前略）まだ公表しておりません調査報告書本編（正式版）のほうでございますけれども、これにつきましては面談当日に被害児童並びに保護者の御意向を確認させていただきました。公開していた

だいて差し支えないということでございましたので公開をさせていただきたいというふう
に思っております（後略）」

よって、直ちに公表することを求める。加えて、これまで学校・市教委にとって都合の悪い箇所を不適切にマスクしてきた経緯がある。このようことが繰り返されないよう、国民の知る権利を侵害しないように、不適切なマスクングを行なわないことも求める。

8. 教育委員会の組織再生案の策定とその実現を求める

調査報告書には再発防止策の提言が書かれている。それに基づき、実現を前提とした（実現可能な）組織再生案をすみやかに策定し、公表し、不祥事隠蔽等を根絶した新たな組織を誕生させることを求める。

垂水区女子中学生いじめ自死事件での隠蔽行為、東須磨小学校での教員間のいじめ事件等、神戸市教委には隠蔽や不祥事が絶えない。その再発防止策として、市教委は「監理室」を令和2年4月に新設した。だが、調査報告書では、その監理室が事実を明らかにしようという姿勢に欠けており、隠蔽の事実を矮小化する動きを行なったことを認定している。つまり、市教委の再発防止策は機能するどころか、マイナスに働いていたことになる。そのため、再発防止策ではなく、あえて実現を前提とした「組織再生案」を求めている。

陳情事項

1. 令和5年5月19日の教育子ども委員会における、山口由美議員（自民党）の発言は、事実誤認であり、「客観的事実」ではない。よって、常任委員会での発言を撤回することを求める。
併せて、同人がなぜこのような発言に至ったのか、その要因に教育委員会の関与がなかったかも明らかにすることを求める。
2. 調査報告書の記載内容を認めることを求める。万一、認められないと言うのであれば、具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのか、すべての箇所に関して説明するべきである。さらに事実誤認だと主張するのであれば、その主張が可能だと認められる証拠資料の提出も併せて要求する。そして、認める箇所と認めない箇所を明確に示すことを要請する。
3. 調査報告書に指摘された教職員らの処分を求める。すでに退職した教職員に関しては、処分相当額を自主返納するように求める。
4. 議会での虚偽答弁や事実と異なる答弁の訂正を求める。
5. 片寄八朗 元校長が退職時に持ち出した、個人情報（公文書）を直ちに回収することを求める。
6. 現在も未払い状態となっている、被害者保護者の旅費の支払いを求める。
7. 調査報告書（正式版）を直ちに公表することを求める。加えて、国民の知る権利を侵害しないように、不適切なマスキングを行わないことも求める。
8. 教育委員会の組織再生案の早期策定とその実現を求める。

以 上

陳情事項1は
陳情第36-1号

陳情事項2～8は
陳情第36-2号